

# 式目註釈書について

池内義資

【要約】 この拙稿は、初めに『中世法制史料集』第一巻(鎌倉幕府法)第二部追加法集の編集に当り調査し、また、その後調べた諸本についての解題を試み、聊かこれを系統的に分類してみた。次に、式目が甚だしく現行法規としての効力を失った室町末期から、式目註釈学が盛んになったのはどうか。しかも、その式目註釈学が、必ずしも今日云う「法制史学」でなく、著しく漢学的訓詁学であったのはどうか。そのような式目註釈家にはどんな家筋があったか。式目三家と云はれた斎藤・飯尾・清家のうち、前者が不振に陥った後も、独り清家の榮えたのはどうか。それは、清家の家学の然らしめる所であると思うから、それについて卑見を述べた。もとより甚だしく粗雑なものであるから、諸彦のお教えを仰ぎ、よりまとまったものになりたい。

## まえがき

### 一 式目註釈書の分類

私は所蔵者各位のご好意により、左記の式目註釈書の古写本・古刊本を調査することが出来た。此外にも見たい古写本が相当あるが、それは他日を期することにして、一応整理し、御教えを乞うことにした。式目が現行法としての効力を失った室町末期より諸家の式目に関する註釈学が興った。私はこれを式目註釈学と名付けたい。

註一、写・刊本の別、所在を示し、奥書のあるものを前にし、無きものを後にした。

二、特に「於先々成敗事者云々」の小書の有無、第四条賊物(財物)・第一八条忠孝(志孝)・第六条沙汰出来(沙汰米)の別を掲げたのは、その註釈書の掲げた式目を示す。但、式目聞書には式目本文を載せず、沙汰出来(沙汰米)を載せないものがあるから、これを記さないものあれば、これが出てなかつたと了解

された。

三、一—三四の番号は私の見た古写本・古刊本を第一類より第七類に通番したので「類」は同系本を示す。

四、同系の転写本と認められるものには、その旨を記した。

五、第六類をA、B、C、Dに分つたのは、A、Bは著述者の明らかかなもの、Cは著述者の家はわかるが、その人をきめかねるもの、DはAの系統本であることしかわからないものである。

六、主要なるものには、解説や系図等をも加えた。

七、各類の末尾にその「類」についての所見を加えた。

### 第一類（一—四）

(一) 硯蓋書開書 写（影写本）一冊 東京大学附属図書館、總括説律書屋本（以下真大本と略称する。）

奥書

万治元年九月十四十五両日写之

所拠式目本「於先々成敗事者々」の以下小書と略称、贓物・忠孝

物・忠孝

(二) 池辺本御成敗式目注 写一冊 真大本

奥書

右一本、先年以足利講席之裏書筆之、不幾而失却、以其証本写之、仍備用而以重写之者也、問注所之一流秘中之秘也、豈容易哉、

天文廿三甲申八月月中旬

所拠式目本 小書無き本、贓物・忠孝

註 宣賢の倭朝論鈔に近来関東でも式目註積学が盛んになったとあるのは或は此等を云うか。

(三) 御成敗式目注（亦名御成敗式条診註）写一冊 慶応義塾大学図書館

奥書

于時慶長十二小春廿五日書写畢、福聚院快孝也（快孝二字抹消の跡あり）

本書は(二)の転写本である。

(四) 式目 写一冊

奥書

寛永五年辰霜月廿七日ト有ルヲ写也

于時享保十一年丙午七月廿八日写終ル

本書亦(二)の転写本の再転写本である。

所拠式目本 但、贓物・忠孝とせず、財物・志孝に作るのは、

これを転写した時代には清家本式目の財物・志孝が式目本来の用字と一般に信ぜられていたからであろう。

此等四本は問注所の式目に対する見解を伝えたもので、所拠の式目本は所謂問注所系統本である。問注所証本は式目原本と考へられる。(一)以下に「小書」の説明が無い。(二)の講ぜられた時代にはこの「法の不遡及」の原則たる「小書」の説明を必要としなかったためであろう。式目の主要字句を掲出して、それに「読み様」・字

義、条文の大意を平易に述べた所謂式目聞書である。特に注意すべきは、問注所の見解を伝え、敢て他家の所説を掲げてない点である。「小書」有、贓物・忠孝は式目原本の形態である。

① 芦雪本端書(岩崎本式目・天正式式目抄亦同意)。

## 第二類 (五十七)

(五) 惠輪本片仮名抄 写一冊 東大本

奥書

永祿九年丙寅霜月九日房州太神宮大鑑院於精舎 惠輪書之畢

所擬式目本 小書無き本、贓物・忠孝・沙汰出来

(六) 御成敗式目聞書私写一冊 粟澤支麻

奥書無 年代者不詳(但江戸中期以前)

所擬式目本 小書無き本、贓物・忠孝・沙汰出来共に載せず、

(七) 御成敗式目私写一冊

京師大学法学部  
本法制史研究室

奥書無 年代筆者不詳(但江戸中期以前)

所擬式目本 小書無き本、贓物・忠孝

此等三本も亦式目聞書である。式目条文を掲出せず、その主要字句のみを掲げて「読み様」・字義・条文の大意を平易に述べたものであるが、安保<sup>①</sup>・上野両家の「読み様」・字義を重視し、必ずこれを並べ記している。その間に、中原・清家・菅原・大江の読みを挙げ、呉音・漢音を挙げ条文の大意を述べるのに、「法意」と

て明法家の説を引き、文字・字句の出典を和漢の典籍に求めた所もある。追加法令はその発布年次、要旨を摘記するに過ぎない。

① 安保・上野両家は清家以前の式目註釈家である。何れも問注所の系統を承ける。安保氏は鎌倉時代泰時と姻戚関係があった。式目本に安保本があり、完本は現存しないが、その片鱗は芦抄等で窺える。芦抄・岩崎本等に式目原本の伝本を示す記載があるが、その中に安保本がある。安保本は鶴岡八幡宮別当職本の転写本で鶴岡八幡宮別当職本は、運長本台本の校合本である。

八幡宮別当職本は問注所町野家保管の式目証本(原本)の転写本である。運長本・藤貞幹旧蔵本・芦抄・京本・敦注は起請文の次に「貞応嘉祿以後盜賊跡事」以下三五ヶ条の追加を載せる。この形の式目本は「関東阿保殿流<sup>(安)</sup>本」である。「関東安保殿流本」を以て、直ちに安保本とすることは出来ないが、安保本と極めて親近性のある本である。式目原本と目すべき古写本無きに於いては、この関東安保殿流本即ち運長本・藤貞幹旧蔵本・芦抄等は式目原文研究の重要な史料である。『史料』一九六二年第四号拙稿(参看)安保氏が式目註釈学に顕著になったのは室町期で「氏泰」の実名で挙げるものもある。関係史料をあげる

丹治姓安保系図 (抄)

松本市守保家藏

宣化天皇 — 檜隈親王 — 家範……經泰 — 光泰

安保新兵衛尉丹後守  
建武年中タリ

安保 五郎左衛門尉次郎中務信濃守

次郎 左衛門少輔(マ、) 因幡守

泰規 長壽寺殿(尊氏) 御時人也

憲光 応永年中初参評定衆

宗繁

三郎信濃守法名淨所号東岩

憲祐 次郎 常陸權守

右衛門佐入道禊秀御退治刻懸越上州云々

享徳二年八月廿四日自殺スル也

次郎中務少輔法名天豆

丹四郎中務少輔信濃守法名雷安全隆

又三郎中務大輔

氏泰

泰広

泰忠丹四郎

長泰弥七郎

(下略)

松本市 安保文書

(安保文書北畠顯家廟奉證金印行)

伯父信濃守名代事申上候、御心得候、巨細高助可申遣候、謹言

五月十六日

(足利窩基) 花押

安保丹四郎殿

此家之事、名字之地、上州境ニ候之間、曾祖父東岩之時常陸守舎弟ニ候丹四郎為代官御当方為走廻候、被申候、帶其儀全隆事為伯父天

叟代官、御陣之時出仕申候キ、然者惣領断絶故、全隆事者天叟名代ニ相直候、其方事依為嫡子令相統候、二男弥七郎事者如前々惣領為

代官御当方可走廻候、至有不儀者、彼屋敷知行之事者可為其方計候、仍為後日一札於遣置候也、謹言

天文十二年癸卯七月廿三日

(泰広) 全隆(花押)

② 運長本末尾参看、上野氏については私には知見がない。三浦周行博士『統法制史研究』八九〇頁に、上野氏は室野幕府の奉行家であったと云う記載がある。

③ 法書は呉音読みが本筋なるも漢音もあると諸註釈に云う。

第三類 (八一—四)

(八) 蘆雪本御成敗式目抄 写一冊 原本は東京大学文学部国語学研究室影写本、東大本、(中世法制史料集第一卷蘆雪抄と略称、以下中法一と略称す)

奥書

于時天文廿二年閏正月誌之 蘆雪 (花押)

所拠式目本 小書ある本、贓物・忠孝・沙汰出来、註釈文段中に追加法令を引用せず、これを起請文の後尾に「貞心嘉祿以後盜賊跡事」以下三五カ条を一括編載する。

(九) 達藏司本御成敗式目 写一冊 京都大学法学部日本法制史研究室(中法一取本)

奥書

達藏司黒印 年代筆者不詳(但江戸中期以前カ)

所拠式目本(八)に同、端書は(八)と趣きを異にするも(八)と同系本である。

(一〇) 敦賀屋版式目注 刊上下二冊 東大本(中法一敦注)

刊行年次無(江戸中期以前)、上巻は式目註釈、下巻は「貞心嘉祿以後盜賊跡事」以下追加法令三五カ条を載す。(八)の版本である。所拠式目本(八)に同、

(一一) 観斎手拓本御成敗式目注 刊上下二巻合綴本一冊 東洋文庫

本書は(一〇)の合綴本で観斎の「書入れ」がある。

(一二) 式目 写一冊 高野山大学図書館(特明院寄託本)

題簽下に 修禪院

奥に 泉州久米田寺多聞院長賢求之

年代筆者未詳(但江戸中期以前カ)

内容は(八)と同系の異本、但追加の部を闕ぐ。

(一三) 関本御成敗式目注 写一冊 内閣文庫(温故堂旧蔵本)

温故堂史屋、和学講談所の朱印を押捺する。年代筆者不詳、

(八)の同系異本、但「追加」の部を闕ぐ。続々類従七所収「御成敗式目注」の標註、傍註は本書より採る。

(一四) 続々類従七所収 御成敗式目注 刊

巻頭例言によると、関本古板本(昌平坂学問所旧蔵本)を謄写し温故旧堂蔵

本(一三)により、標註、傍註を条下に挿入し、更に黒川真頼本を以て校合したものである。関本古板本は上掲(一〇)の上巻なること、両者を対校して明らかとなった。黒川真頼本の所在は知らない。益田宗氏の御示教によれば、蘆抄(八)系の異本であるが所在は知らないとのことであった。

此等七本は蘆抄系統本で(八一—一)の四本はその完本である。

この四本中、最善本は紀年、筆者の明らかかな芦抄(八)である。後尾

に「貞応嘉祿以後盜賊跡事」以下三五ヶ条の追加法令を編纂附載する。この追加法令三五ヶ条を附載する式目本は、運長本・藤貞幹旧蔵本(共に更大本)で、穂積陳重博士の「藤貞幹旧蔵本扉の書入れ」によれば、此等三本は同一人の手に成ると云うから、運長本・藤貞幹旧蔵本の筆者も亦「蘆雪」と云うことになる。但、この二本の式目本には紀年がない。また、両本を対校すると、文字に出入があるから、同一本の転写と断定出来ない。

追加法令の編載の仕方は「達蔵司本(京本)を見ると、三五ヶ条の追加法令が一度に編集されたものでないことがわかり、追加法集の成立過程を考えるによい史料である。同系の独立の追加法集は藤崎八幡神社本(中法一類本)類本四〇二(中法一)にある。詳しくは「中法一」の解説を見られたい。蘆抄(八)は宣賢式目抄(第六類A二一)と並んで式目研究家の夙に注目するものであるが、共に未刊である。

敦賀屋板本(敦注)は「宣抄」と共に江戸中期以前の刊本で、共に稀觀書である。

① 第二類註一参看。

(二二—一四)の三本は蘆抄(八)系の異本であるが、此等三本には「追加」を附載してない。(一四)は「敦注本」の「印本」である。但、下巻「追加」を採らず。此外、式目註釈書で印刷されたものに、天正十六年清原枝賢與書の「宣抄」(統典稽考卷二)と栗田本式目

聞書(統類二五ノ上)の二本がある。

蘆抄(八)以下は式目本を文段を区切り、文段下に双行細書の註を施す。その文体は擬漢文体である。註中に追加法令を引かず起請文後尾に三五ヶ条を一括編載すること上述の如くである。安保・上野の「読み様」、字義を並べ紹介し、また、清家・中家・江家・菅家の「読み様」をも併記し、和漢の典籍を引いて文字・字句の出典を示し、法意・律令格式の文を引照し、時に法理を論じた所がある。例えば式目二七条「未処分跡之事」に於いて、法曹至要抄を引いて遺産配分を記すが、二人後家の場合は如何にすべきかと奉行佐藤加賀權守業連が、明法博士章名の意見を求めたるが如き(業連は中法一、追加部二四五)、或はまた、式目四九条の註に於いて、五歳の幼童の過失殺人についての訟廷に於ける取扱いや、刑事責任能力について述べたるが如きは即ちそれである。また、法文の構成に於いて式目三条の「付夜討強盜山賊海賊等事也」は「付ツリ」なれば小書に書くべしと云い、二条の「先条」は一条を、二六条の「先条」は二〇条を指すと云い、前後法文の関連を示す等、第一類、第二類の註釈書に比して、その註釈は精密となり、式目註釈書が漢字に基く訓詁学となれる特色を濃厚にしている。

此等の諸本中、蘆抄・達蔵司本には端書がある。蘆抄の端書は後人の添加とする説もあるが、ここに式目制定の由来、式目撰者、

法の本質、式目を五一カ条にしたわけ等を述べ、また、式目原本の在り場所、及びその伝本の仕方についての記述がある。この端書は中世末期の思想・学問史の研究に役立つし、また式目原文の研究に役立つ。

① 植木直一郎『御成敗式目研究』五五五—五五九頁。

第四類 (一五—一八)

(一五) 唯淨裏書 写一卷一軸 (影写本) 脱門文庫三浦周行博士旧蔵本  
京都大学文学部国史研究室

奥書

此式目者武家明鏡政道之要枢也、而近年弁源底知読様之人是(少カ)小歎、仍僕引(合)合法意引(勸)勸本説、注(端)端書加(裏)裏書述(一)一部之子細、擬(吾)吾党之固実、伝(授)授群息親類、畢、深以令(神)神秘、輒莫(見)見二而已

正応二年十二月 日

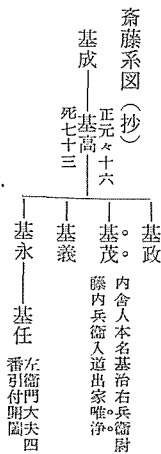
中隠沙弥唯淨

現存唯淨裏書は端書及び一九条までが端闕であるから、贖物・忠孝・沙汰出来はない。宣抄(同系本)には清大外記教隆真人を首位とする六人の式目撰者の列名が、この端書にあったと云う。

起語文は紀年・浄円の断片があるから存したとすべきである。

現存本にある裏書三二「読み様」を註する所六カ所、うち二様の「読み様」を註する所が三カ所ある。「読み様」を正すと云った唯淨もこれらについては自信がなかったたのであろう。一カ所清家本と校合し

た所があるが、これは後人の記入と思う。四声点を附した字句四、



関係文書

近衛家領丹波国宮田庄文書所収、正安二年四月日同庄雜掌円詮の庭中申状に「四番引付闕齋藤基任」が指定の奉行伯父藤内兵衛入道唯淨を忌避するとある。

(一六) 関東御式目 写一册

陽明文庫

跋文に

書云、永仁四年二月十一日書終之本抄在之、省略之上錯乱之間、不願(惡)惡筆妄致(自)自書畢(益野山金剛三昧院本闕)

此式目ハ武家之龜鏡、政道之鳳文也、僕在俗之昔文永之比、為(文)文選読合常参(左)左京大夫俊国亭(六角)或時被(命)命云、武家(式)式条、カヤイ

フ文アリ、披見之処、云、是云(非)非、文章珍重也、詞(ツ)ツ、メテ、法意ヨリモ甘心スト云、僕対申テ云、式条ニアラズ式目候、京兆又被(命)命テ云ク、イサトヨ何ニテモアレ殊勝也云、武州禅門崇徳院(後)後身

申説候、権化人也、仍神妙候歎、彼京兆ハ祖父六角中納言親経卿外祖管太府為長卿(近)近比碩儒大才人也、褒美之条難(有)有事歎、仍不

顯<sub>レ</sub>傍輩之嘲哂、只任<sub>レ</sub>短才之頑愚、兼此書子細所<sub>レ</sub>勸注<sub>二</sub>也、  
所擬式目本 小書無き本、贓物・忠孝

① 菅原系図 高辻祖是綱―宣忠―長守―為長

式目三二条の「国人」は後嵯峨法皇の御諱「邦仁」と異字同音な  
れば避諱すべしと一応は云うが、宣抄の如く詳密に理由をあげな  
い。却て、諸本に云わない八条「敍用」について

敍用序也、抑此<sub>レ</sub>一門<sub>レ</sub>敍用<sub>レ</sub>疊字<sub>レ</sub>聊思<sub>レ</sub>慮<sub>レ</sub>ツカウヘキ歟、

と敍用は本書の著述者にとっては、必ず避諱すべき先祖の名であ  
ると云う。

齋藤系図（尊卑分脈）

時長―利仁―敍用。 齋藤号起於敍用 依補齋宮頭也  
齋藤党等祖 (此間一) ―以邦

清定―長定 淨円式目起章著 越請文器判者 清時

本書端書には式目撰者を清大外記教隆真人を首位に六人の列名  
をあげる。本書は唯浄裏書の成りし正応二年を下ること、僅に七  
年永仁四年の述作である。私は上掲「敍用」の避諱より、本書も  
亦、齋藤家説に基く註釈書と考定した。齋藤家には夙に式目撰者  
を清大外記教隆真人以下六人とする家説が存したと見るべきで、  
従って、現在端闕になっている唯浄裏書の端書にこの六人の列名

が存したとする清家説を雅意に否定出来ないと思う。清家が何故  
に唯浄を尊重して自家の説を飾ったかは、次の系図を見れば、自  
ら諒解せられるであらう。

清原系図（類本）

大外記、正五位下、直講、音博士、相模介、三川守、  
少外記、正五位下、  
後隆、直講、音博士、伯耆  
守、関東評定衆、正  
応三年三月七日卒、正  
五十五歳

清原系図（庶子近澄流）

左衛門 清定 長定 兵衛尉  
實藤原以邦男、鎌倉右大臣家令 内、朝日論、子孫有藤氏之内、延  
應元年十月十一日卒四十三

齋藤系図（尊卑分脈）

号正田左衛門 以邦―清定 右衛門尉、図書允、左衛門尉 兵衛尉  
以成 清原信定為子又掃藤原 長定

左衛門尉 清時

① 三浦周行『統法制史研究』（八八四―八八五頁）博士は本書を  
鎌倉時代のものと認む。

(一七) 関東武家式目 影写本一冊 京都大学法学部日本法制史研  
究室(原本高野山金剛三昧院)

奥書

于時応永五年戊戌正月十八日

延徳四<sub>子</sub>天霜月五日書写畢



九州筑前国鞍手郡粥田庄惣政西台子弘英舜主也

所拠式目本 小書無き本、贓物・忠孝

本書を（一六）に対校すると本書には相当の漏脱錯簡がある。両本を比較すれば（一六）が善本である。本書には（一六）の跋文の初にある「書云、永仁四年云々」の三五字を闕ぐ。また、「此式目云々」の肩に「本云」と加えるから、「此式目云々」は同系の他本から採って加えたとすべきである。但、跋文は（一六）の跋文の錯誤を訂正するものがある。

（一八） 岩崎本式目 影写一冊 東大本

奥書無、年代筆者未詳

所拠式目本 小書有る本、贓物・忠孝・沙汰出来

式目八条註「敍用」の避諱が（一六）と同じであるから、本書亦斎藤家説を承けた註釈書とする。本書は鶴岡本・唯浄裏書と親近性の濃いものである。安保・上野説を採り、法意を引き、訓詁に努めている。追加法令は式目四八条に一條を引用するのみ。起請文註中に「張良一卷兵書云々」を云うから、池辺本（第二）、貞永式目（東洋文庫本第）と関連性がある。

① 中法一 佐藤進一氏解説参看。

② 第二類註参看。

③ 同上。

此等四本（一五——一八）は斎藤家説を伝えたものである。こ

の四本中（一五）は最古の式目註釈書であり、式目註釈書の最も古い形である。（一六・一七）は式目条文を掲出せず、主要字句を掲げて、註釈を加えるも、上野・安保をあげない。追加法令は発布年次とその要項を示すのみである。端書には式目の制定、式目の本質、法意との関係等を述べ、民政の要諦を論じている。（一六・一七）が上野・安保を採らないのに、（一八）はこれを併記し、また、法曹家の説を対照し、和漢の典籍から、文字・字句の出典をあげた所もある。文段を区切り、文段下に双行細書の註を施す。その端書及び起請文の前、巻末にある細書には式目の形態・式目の伝本の仕方等を記す。これは蘆抄等と共に式目原本の在り場所、その伝本、式目原文の研究上よい史料となる。本書は唯浄裏書

（一五）と共に鶴岡本式目に最も親近性のある式目註釈書である。私は、佐藤氏が鶴岡本を基本として挙げた七〇例（実数は）について、三四本の式目及びその註釈書古写本・古刊本を対校し、その結果此等三本の親近関係ありとする佐藤氏説の正しいことが判った。

① 『史林』一九六二年第四号拙稿「御成敗式目原文の研究」参看。

## 第五類（一九・二〇）

（一九） 御成敗式目采意註 写一冊 慶応義塾大学図書印

後序

此御式目集者武家之龜鏡政道之鳳文也、与五刑三千之条均位。

焉、故用<sup>ムル</sup>旃則<sup>レ</sup>得<sup>ル</sup>、大平之旨、捨<sup>ル</sup>之則<sup>レ</sup>逢<sup>フ</sup>暴虎之亂<sup>ニ</sup>矣、聖德太子以<sup>テ</sup>十七箇之憲法、治<sup>ス</sup>普天、嵯峨法皇以<sup>テ</sup>式四十卷格十卷、借<sup>テ</sup>普地、加<sup>ス</sup>

(脫カ)

之、公家之法意、史書、全經不<sup>レ</sup>離<sup>レ</sup>律令格式、立<sup>テ</sup>格式、不正<sup>ニ</sup>法度者、臣<sup>ト</sup>而弑<sup>シ</sup>、君子<sup>ト</sup>而可<sup>レ</sup>弑<sup>ス</sup>、父<sup>者</sup>也、策林曰、三皇之為<sup>リ</sup>、君<sup>者</sup>無<sup>レ</sup>常心、以<sup>テ</sup>天下<sup>ノ</sup>之心<sup>ヲ</sup>、為<sup>レ</sup>心<sup>ト</sup>、五帝之為<sup>リ</sup>、君<sup>者</sup>無<sup>レ</sup>常欲、以<sup>テ</sup>百姓<sup>ノ</sup>之欲<sup>ヲ</sup>、為<sup>レ</sup>欲<sup>ト</sup>、順<sup>ニ</sup>其心<sup>ヲ</sup>、以<sup>テ</sup>出<sup>ル</sup>令<sup>ヲ</sup>、則<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>蔽<sup>レ</sup>而理<sup>ス</sup>、因<sup>テ</sup>其欲<sup>ヲ</sup>、以<sup>テ</sup>設<sup>ル</sup>教<sup>ヲ</sup>、則<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>勞<sup>ニ</sup>而成<sup>ス</sup>、云、堯舜之民、弘<sup>ク</sup>可<sup>レ</sup>封、桀紂之民、永<sup>ク</sup>可<sup>レ</sup>誅、是以<sup>テ</sup>視<sup>レ</sup>之、不<sup>レ</sup>行<sup>レ</sup>法令<sup>ノ</sup>者、漢李<sup>(李カ)</sup>、豈<sup>知</sup>道<sup>乎</sup>、勸善懲惡之政、物<sup>母</sup>、如<sup>レ</sup>此<sup>ノ</sup>書<sup>焉</sup>、

仍武州禪門者崇徳院之後身也、権化<sup>ノ</sup>才<sup>ヲ</sup>賢<sup>也</sup>、俾<sup>テ</sup>智力<sup>ヲ</sup>拔<sup>ク</sup>群<sup>ノ</sup>之六

人五七五化

臣<sup>ト</sup>作<sup>リ</sup>斯<sup>ノ</sup>一卷<sup>ノ</sup>書<sup>ヲ</sup>、而<sup>以</sup>長<sup>ヲ</sup>為<sup>ス</sup>扶桑<sup>ノ</sup>法<sup>ノ</sup>名<sup>ヲ</sup>曰<sup>ク</sup>式目<sup>也</sup>、条々<sup>ノ</sup>約<sup>テ</sup>五十一員<sup>ト</sup>、僕<sup>不</sup>願<sup>ニ</sup>後賢<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>誹<sup>シ</sup>、願<sup>ニ</sup>短才<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>頌<sup>シ</sup>、勸<sup>ク</sup>注<sup>ス</sup>此<sup>ノ</sup>雅言<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>玉<sup>ノ</sup>条<sup>ノ</sup>罪責<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>匹<sup>シ</sup>、運<sup>ス</sup>、冀<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>智者<sup>ノ</sup>運<sup>テ</sup>、野<sup>ノ</sup>斤<sup>ヲ</sup>為<sup>ス</sup>、夙<sup>ノ</sup>風<sup>ノ</sup>者<sup>歟</sup>、僕謹<sup>ニ</sup>序<sup>ス</sup>

(註釈あるも省略)

右筆者権大僧都栄意

于時天文六年<sup>(六月)</sup>林鐘廿八日<sup>丁</sup>写<sup>之</sup>

所擬式目本 小書無き本、賊物・忠孝・沙汰出来

式目本文は文段を区切り、段下双行細書の註を加え、関連追加法の全文を引く。その数一二カ条、中二カ条は本書のみにあり、中法一編集の時には本書は世に出てなかつたので採録していない。中法一改訂の際加えたい。

註慶応義塾大学図書館報四一号阿部隆一氏解説、同善本書目参看  
(二〇) 式目註 写一冊 天理図書館

本書を(一九)と対校したが「書き様」が異なるのみ、(一九)又は同系本の転写本である。但、本書には「小書」がある。前掲(一九)栄意後序の次行に「迺<sup>分</sup>年号第一七龍集末月一日書」とあり、ついで、昌信の跋語與書がある。

黄面瞿曇出世而以頓漸通別之教、導<sup>テ</sup>大上<sup>ノ</sup>向下<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>人<sup>也</sup>、碧眼胡僧西来而目、直指<sup>ニ</sup>单伝<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>禪、接<sup>テ</sup>一超<sup>ノ</sup>直<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>者、守<sup>リ</sup>三寸<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>説<sup>、</sup>諸賢<sup>ノ</sup>口<sup>ノ</sup>掛<sup>ニ</sup>于壁<sup>上</sup>、不<sup>レ</sup>守<sup>リ</sup>金<sup>色</sup>、頭陀<sup>ハ</sup>々<sup>々</sup>、微笑<sup>ニ</sup>借<sup>テ</sup>单伝<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>禪、諸禪<sup>ヲ</sup>舌<sup>ヲ</sup>涉<sup>テ</sup>于<sup>レ</sup>言<sup>端</sup>、不<sup>レ</sup>借<sup>テ</sup>断<sup>テ</sup>臂<sup>、</sup>神光<sup>倚</sup>、位<sup>ヲ</sup>独立<sup>ス</sup>焉、以降<sup>レ</sup>末<sup>ノ</sup>法<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>諸宗<sup>ヲ</sup>持<sup>テ</sup>、教<sup>ヲ</sup>綱<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>参<sup>ニ</sup>話頭<sup>、</sup>豈<sup>知</sup>魚<sup>ノ</sup>鬼<sup>ヲ</sup>釜<sup>ノ</sup>乎、是<sup>ハ</sup>故<sup>テ</sup>七千<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>経軸<sup>、</sup>一<sup>千</sup>之<sup>ヲ</sup>漚<sup>ノ</sup>糠<sup>、</sup>釈<sup>ノ</sup>子<sup>禪<sup>(拈カ)</sup>納<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>式<sup>ノ</sup>目<sup>也</sup>、况<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>王道<sup>ノ</sup>武<sup>ノ</sup>家<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>際<sup>、</sup>定<sup>ニ</sup>規<sup>ヲ</sup>模<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>立<sup>、</sup>格<sup>ヲ</sup>令<sup>ヲ</sup>者<sup>、</sup>君<sup>ノ</sup>臣<sup>寧<sup>ノ</sup>味<sup>ノ</sup>政<sup>ノ</sup>道<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>苛<sup>乎</sup>、古今<sup>ノ</sup>絶<sup>ノ</sup>唱<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>至<sup>ニ</sup>聖<sup>ニ</sup>文<sup>ノ</sup>宣<sup>ノ</sup>王<sup>ノ</sup>撰<sup>テ</sup>四<sup>書</sup>五<sup>経</sup>、為<sup>ス</sup>后<sup>昆</sup>之<sup>ヲ</sup>龜<sup>鑑</sup>、是<sup>ハ</sup>又<sup>ハ</sup>漢<sup>朝</sup>之<sup>ヲ</sup>式<sup>ノ</sup>目<sup>也</sup>、專<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>源<sup>ノ</sup>家<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>忠<sup>臣</sup>、隈<sup>ニ</sup>江<sup>ノ</sup>賢<sup>ノ</sup>哲<sup>者</sup>、寧<sup>ニ</sup>凶<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>徳<sup>、</sup>外<sup>ニ</sup>談<sup>テ</sup>五<sup>常</sup>不<sup>レ</sup>亂<sup>、</sup>忠<sup>ノ</sup>孝<sup>、</sup>或<sup>ハ</sup>極<sup>ニ</sup>兵<sup>ノ</sup>書<sup>、</sup>以<sup>テ</sup>太<sup>公</sup>張<sup>良</sup>為<sup>ス</sup>與<sup>、</sup>倅<sup>、</sup>或<sup>ハ</sup>專<sup>ニ</sup>歌<sup>ノ</sup>道<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>道<sup>、</sup>以<sup>テ</sup>人<sup>ノ</sup>丸<sup>、</sup>赤<sup>ノ</sup>人<sup>、</sup>為<sup>ス</sup>綱<sup>領</sup>、内<sup>ニ</sup>修<sup>テ</sup>五<sup>戒</sup>不<sup>レ</sup>怠<sup>、</sup>慈<sup>ノ</sup>悲<sup>、</sup>或<sup>ハ</sup>導<sup>ニ</sup>仏<sup>ノ</sup>道<sup>ノ</sup>、蓋<sup>シ</sup>浄<sup>ノ</sup>名<sup>ノ</sup>居<sup>ノ</sup>士<sup>、</sup>或<sup>ハ</sup>入<sup>レ</sup>禪<sup>室</sup>、扇<sup>ニ</sup>龍<sup>ノ</sup>蓋<sup>ヲ</sup>張<sup>キ</sup>拙<sup>矣</sup>、寔<sup>ニ</sup>是<sup>レ</sup>扶<sup>ス</sup>桑<sup>ヲ</sup>拔<sup>ク</sup>郡<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>賢<sup>ノ</sup>士<sup>也</sup>、於<sup>テ</sup>予<sup>ノ</sup>見<sup>ル</sup>望<sup>ニ</sup>式<sup>ノ</sup>目<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>談<sup>、</sup>予<sup>ノ</sup>愕<sup>然</sup>、夫<sup>ノ</sup>式<sup>ノ</sup>目<sup>ノ</sup>集<sup>ノ</sup>者<sup>雖</sup>、為<sup>ス</sup>倅<sup>ノ</sup>才<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>淺<sup>ノ</sup>言<sup>、</sup>熱<sup>ニ</sup>甘<sup>ニ</sup>淵<sup>底</sup>之<sup>ヲ</sup>塩<sup>味</sup>、則<sup>レ</sup>五<sup>ノ</sup>浅<sup>ノ</sup>儀<sup>ノ</sup>深<sup>、</sup>事<sup>薄</sup>理<sup>厚</sup>、不<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>卷<sup>而</sup>可<sup>レ</sup>識<sup>、</sup>普<sup>ノ</sup>天<sup>ノ</sup>適<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>道<sup>者</sup>、豈<sup>過</sup>斯<sup>ノ</sup>書<sup>、</sup>耶、予<sup>ノ</sup>才<sup>ノ</sup>短<sup>心</sup>浅<sup>而</sup>何<sup>ノ</sup>講<sup>、</sup>幽<sup>ノ</sup>文<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>語<sup>乎</sup>、雖<sup>レ</sup>然</sup></sup>

(カ) 承<sub>レ</sub>賢哲之惡意<sub>ヲ</sub>、述<sub>ル</sub>余々<sub>ノ</sub>說<sub>ヲ</sub>、五旬餘也、并迅<sub>ニ</sub>禿筆<sub>ヲ</sub>書<sub>シテ</sub>五十一ヶ条之佳篇<sub>ヲ</sub>、目<sub>ヲ</sub>塞<sub>リ</sub>其望<sub>ヲ</sub>者也、敢母<sub>レ</sub>洩<sub>ス</sub>闕外<sub>ニ</sub>焉

御成敗式目五十一箇条之終

雖<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>無双之惡筆、自本之間写<sub>レ</sub>之畢、字之誤無限殘儀<sub>云</sub>

天文廿四年癸卯五月十八日書之持主昌信

昌信について私には知見がない。お教えを乞う。

この二本の註釈文は陽明文庫本関東御式目(一六)と同文、または同意のものが甚だ多い。但、八条「敍用」の註は全く異なるから、遽かに斎藤家説を伝えたとは出来ない。文字・字句を註釈し、法意・律令格式の文を引照し、漢籍より、文字・字句の出典を示す。大学朱熹新註を引用した所もある。

第六類 A (二一—二三)

(二一) 清原宣賢 式目抄 刊 上中下三冊 (十三行本) 東大本

奥書

以<sub>レ</sub>祖父常忠御説<sub>ヲ</sub>先年令<sub>レ</sub>抄出<sub>レ</sub>之処、局務外史業賢盜取之間、重令<sub>レ</sub>抄出<sub>レ</sub>之、以<sub>レ</sub>此本<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>証、一子之外、不可<sub>レ</sub>許<sub>ニ</sub>一覽<sub>ニ</sub>而已  
天文三年閏正月廿八日終其功 清三位入道環翠軒宗尤判  
所拠式目本 小書無き本、財物・志孝・沙汰来

宣賢式目抄には十三行本の外に、別形本がある。植木博士の『御

成敗式目』を参看されたい。本書は式目註釈書中の最善本である。

① 植木直一郎『御成敗式目研究』五三六一—五四一頁。

天正十六年船橋枝實書

(二二) 宣賢 式目抄 写 乾坤二冊 (見取写本内閣文庫) 刊 続史

籍集覽 卷二

奥書 前掲宣抄の奥書に次いで、枝賢の左の奥書がある。

右式制者、准<sub>レ</sub>格条<sub>ヲ</sub>、将<sub>レ</sub>相御政務之律令也、举用<sub>レ</sub>之行<sub>レ</sub>之、对<sub>ニ</sub>追

加<sub>ニ</sub>謂<sub>ニ</sub>之本条<sub>ニ</sub>乎、吾祖環翠軒<sub>ノ</sub>為<sub>レ</sub>愚蒙<sub>ヲ</sub>、以<sub>レ</sub>仮名<sub>ニ</sub>下<sub>ニ</sub>註釈<sub>ニ</sub>畢、一家

不出之秘本也、然浴中錯乱之彻失<sub>ヲ</sub>、却<sub>レ</sub>之于爰幽斎玄志道遊芸之餘、

感<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>此抄、索<sub>レ</sub>與書余、不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>固蟹<sub>ニ</sub>、加<sub>ニ</sub>証明<sub>ニ</sub>勿<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>出<sub>ニ</sub>窓下<sub>ニ</sub>而已

天正第十六曆夏五十又三

雪菴道白判

本書を近藤瓶城氏は諺解本とするが、その然らざること、植木博士の詳説する所である。

私は、本書を宣抄(二一)に逐字的に対校してみたが、同文又は小異あるに過ぎない。追加掲出の場所、数に相異がある。また、宣抄には五一カ条中二二カ条に「或抄」なるものを引くが、本書には「或抄」は三カ所しかない。宣抄は起請文をも註釈するが、本書は「文字読み」せずとして註釈を加えない(以下清家(本亦同))。起請文の前に湯起請、火起請のことを記するから第六類D(三二・三三)と親近関係があると云える。

清原宣賢述

(二三) 俣朝論鈔 写一冊 陽明文庫

袖書 天文五甲二月吉日環翠軒講焉

奥書 歳在辛丑天文十年春之中十又七筆焉

卷末に中法二に未輯の追加法一条がある。

この三本中、(二一・二二)の二本は清原宣賢の著書で(二三)は式目聞書である。(二一)は清原家の式目註釈学の集大成されたもので、蘆抄(八)と並び式目註釈書中の双壁と云うべきである。法意・律令格式を引照し、また、和漢の典籍に出典を求め、訓詁学としては、至矣、尽矣である。追加法令は文段の註釈文中に適宜引用している。但、安保・上野を引用しない。また、法理の解明、法文構成を論じ、前後法条の関連を示す等、形式内容共に群書中最も勝れたものである。端書には式目制定の由来、法の理念、日本制定法の淵源、式目五一條の理由等が見られる。(二三)は宣賢の式目講義を受けた者の筆録で、これによって宣賢の式目講義の大概がわかる。清家の式目註釈学については別項四に述べる。

### 第六類 B (二四——二六)

(二四) 貞永式目抄 写一冊 陽明文庫(中法一近抄)

奥書

右秘抄者、一子相伝之與義也、勸善懲惡之法如指掌乎、天下鴻宝(松永長初)國家龜鏡也、不出卷而知賢哲之遺法、豈式制哉、于茲丹州太守蓬雲翁宗勝於予被索之、不能固辭、染禿筆備幕下、為

他人一勿令容易矣

永祿己未春三月庚子

大外記清原朝臣

右貞永式目抄累代家門所藏之本也、去春有子細令進皇大樹、然而更被模写、還惠之、再鎮庫藏、後孫不可存容易也

正徳改元初冬日

撰政(花押)

所擬式目本 小書無き本、財物・志孝・沙汰来

(二五) 御成敗式目註 写一冊 慶応義塾大学図書館

奥書無、年代筆者未詳

本書を近抄(二四)に対校すると漢字を仮名に改め、書写の様式が異なる等小異はあるが、(二四)の転写本である。但、後尾に「貞応嘉祿以後盜賊跡事」以下三五カ条の追加と是円抄跋語を加えるが、これは(二四)にないから、本書の筆者が他本(芦抄系)より転写し添附したものとすべきである。

(二六) 式目義解 写一冊 龍谷大学図書館

跋文奥書

式目のぎりきこしつる所を、大かたほんもんのま、かきてことハリ(理)をかきつけ申なり、このうへにても、きこしたる所おほくあるべし、たつねきこしめさば、あきらかにやかたつてんまかるべしと存する(合)あひた、かねてめしよせられ御ふしんをたつね候へ、家のため身のめほくたるべし、口伝とかき申ところかならずあり、ひともある(面)

事にてくちつから申あけすハ、御ころへあるまじきこと存也、口  
 伝と申事も申さざる事なれとも、物に御せいをいれられ、(漏)ゑんてい  
 をつくさるへきとの御ころ、上たる御かたの御心には下か  
 下たる人までも、たのもしかたしけなく(存)せんせらるへき、大し(悲)  
 の御心にてましますをうけたまはりて、日本にては昔の神功(比)くわ  
 うくう、その外の女帝、大たうにてハそくてんくわうくう、(貞)せんじ  
 ん皇后の日本に(再)さいたんさせたまふことありかたく存て、家の秘  
 しをも、のこさすしるし侍るなり、あなかしこ、人にみせさせた  
 まハぬやうにと(存)せんするはかりなり

時に天正十二ねん正月吉日に老眼のしふじなるをのこひ、かふる(巻)  
 筆にてわけもみえかね申へきと存しながら、他人にもらさぬこと  
 ともなれば、鳥のあとのおかしきをかへりみすかきたて進上申物  
 なり

正三位枝賢入道雪菴道白朱印 印文不読  
 本書は陽明文庫本貞永式目抄(二四近抄)より十六年を遡る枝賢の  
 自筆本である。牧健二博士によれば、石山本願寺本の西本願寺に  
 伝はり、更に龍谷大学に引継がれたものであらうと。龍谷大学図  
 書館には本書の外、枝賢自筆の「仮名式目・奥書天正十一年八月下  
 の八日正三位清原朝臣枝賢入道印道自花押」がある。跋文は長文につき  
 略す。これを「中法一」所収曾根研三氏本宣賢仮名抄に対校する  
 と殊んど同文である。

(二四——二六)の三本は船橋枝賢の著作である。近抄(二四)を  
 宣抄(二二)に対校すると同文章、または、同意の所多く、彼は  
 よく家学を維持して失墜することなく、清家の式目註积学を紹述  
 したものと云えるが、稍々低調なるは否定出来ない。而して式目  
 註积学が単なる教養のためでなく、武将のための政治学の教本と  
 なったことを示す。(二六)は枝賢が式目を和らげ説いたもので、  
 恐らく童蒙教化のためにしたものであろう。

第六類 C (二七・二八)

(二七) a 律令格式式目追加抜書 写一冊 神宮文庫  
 b 御成敗式目抜書 写一冊 内閣文庫

奥書

此抜書当家雖令秘之、依村上雲州啓勸之所望、撫拾律令格式  
 之文并追加等注之、聊冀脱漏而已  
 正三位 清原(花押)

a には奥に  
 天明四年甲辰八月吉旦、奉納皇太神宮林崎文庫、以期不朽  
 京都勤思堂村井古巖敬義拝  
 の朱印が押捺されている。  
 この a・b の二本は題名を異にするも対校の結果内容は全く同  
 一であることがわかった。

式目の字句を抽出して、これに簡単な字義を加え、その条関連の律令格式の文を参照し、追加法令をその条下に添える。

(二八) 御講釈聞書(奥に式目秘抄) 写一冊(但見取写)

東京大学文学部国史研究室(三浦周行博士旧蔵本)

奥書

尤秘抄也、不可有外見者乎

弘治第三曆八月下旬 大外記清原朝臣判

所抛式目本 小書無き本、財物・志孝

清家式目聞書中最も詳密なものである。

(二七・二八)の二本は清原家の誰人に比定すればよいかお教えを乞う。

第六類D(二九—三三)

(二九) 貞永式目抄 写一冊 前田家尊経閣文庫

奥書

天文十九庚戌年八月日 山東大藏亟光綱(花押)

所抛式目本 小書無き本、財物・志孝

本書は勸修寺経慶の家臣山東光綱自筆の式目聞書である。四声点を附した字句二二、読仮名を附したる所亦多い。

(三〇) 粟田本御成敗式目抄 写一冊(但影写) 東大本

奥書無、年代筆者未詳(但江戸中期前カ)

所抛式目本 小書無き本、財物・志孝

(三一) 式目録 写一冊 慶応義塾大学図書館  
(渡辺千秋旧蔵本)

奥書

右抄者、清家累代秘説也、深藏二亟底、不可有外見者也

寛永二年乙十月十一日書之

所抛式目本 小書無き本、財物・志孝

(三二) 三册本平仮名抄 写上・中・下三册 東大本(中法二三抄)

上卷一九条 中卷一〇—三〇条 下卷三一—起請文

奥書無、年代筆者未詳(但江戸中期以前カ)

所抛式目本 小書無き本、財物・志孝・沙汰来

湯起請、火起請のことを記すは天正十六年枝賢奥書本(A第六類)東洋文庫本貞永式目(C第三三)と親近性ありと認む。

① 植木前掲書五六九—五七〇頁。

(三三) 貞永式目 写一冊 東洋文庫

奥書無、年代筆者未詳(但江戸中期以前カ)

所抛式目本 小書無き本、財物・志孝

本書亦式目聞書で、帙題箋には「御成敗式目抄古写本」とある。式目四・一八の两条に、唯浄裏書を引用する。この两条の唯浄裏書は宣抄(A第六類)には引用してないものである。湯起請、火起請の記述があるから天正十六年枝賢奥書本(A第六類)三抄(D第六類)に親近関

係ありと云える。また、起請註中に「張一良一卷之兵書<sup>云々</sup>」があるから池辺本<sup>(第一類)</sup>・岩崎本<sup>(第四類)</sup>とも親近性ありと云える。

此等五本は、同じく清家本系統の式目註釈書である。この中、三二が最も勝れ、宣抄<sup>(第二類)</sup>に比して毫も遜色がない。詳しい訓点句読を施しているので、式目の「読み様」を知るによい史料である。所引の追加法令も諸註釈書中最も多い<sup>(中法)</sup>。<sup>(参看)</sup>。(三三)は植木博士には別の見解があるが、私は註釈に用いた所掇式目本が財物・志孝に作る植木博士の謂う清家本であるから、ここに入れた宣抄に見られない唯浄裏書が式目四・一八条にあることは前に述べた<sup>(第六類)</sup>。また、引照の和漢書にも他書と異なるものがある。

① 植木前掲書五六六―五六七頁。

第七類（三四・三五）

(三四) 栗田本式目聞書 写 上下二冊（影写本）東大本（史料編纂所本は未見） 刊  
統類從二五ノ上

奥書

于時天文廿四年卯月三日阿州椿泊暫住柴田池坊好風被檢之罪

所掇式目本 小書無き本、財物・忠孝・沙汰出来

(三五) 御成敗式目抄（内題式条私）写一冊影写本 坤宮文庫 東大史料編纂所

奥書

天正式年七月四日書之 江州弥高寺右京

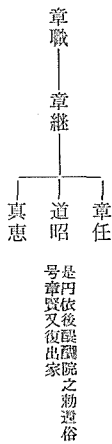
所掇式目本、小書無き本、財物・忠孝

(三四)は式目聞書と題するも他の聞書と異り、式目条文を文段を区切り掲出し、その段下に双行細書の註を施す。(三五)は主要字句をあげて、その「読み様」字義・条文の大意を述べるに止まる。

二本共に安保・上野の両説を併記し、その間、他家に及ぶ。二本亦式目原本の所在、伝本の仕方を述べる所がある。これは前に述べたが問注所系の註釈書一般に通ずる所で、式目原文の研究に役立つ。而して、この二本の所掇式目本は「財物・忠孝・沙汰出来」本である。「賊物・忠孝・沙汰出来」本より「財物・志孝・沙汰来」本になる過程に、「財物・忠孝・沙汰出来」本があり、また、明応七年本の如く「賊物・忠孝・沙汰来」本があったかである。

(附) 類従本所取 是円抄跋語

中原系図（三冊本平仮名抄四七条末尾）



宣抄によれば、是円は式目五一カ条の各条に関連の律令格式の文を引用した抄を（正和元年に）作ったとあるが、今は本文を闕失し、僅かにその跋語を留めるのみである。

## 二 式目註釈書の意義と価値

式目註釈書は式目を理解せしめることが主たる目的であること勿論であるが、講師の識見学殖により、また、受講者の需めによって、自ら主眼の置き所や、説述の仕方<sup>に</sup>差異を生ずるから、一様に云うことは出来ないが、凡そ次のことは諸本に共通して云える。

一 所謂、式目聞書なるものは、式目条文を掲出することなく、その主要文字・字句を抽出し、その「読み様」、字義、その条の大意を平易に説くことに重点を置く。これは式目を「読み書き」のお手本に用いるためにも、亦法律を理解さすためにも意義がある。その掲出する文字・字句は諸本同一でないのは講述者の考えによる。現存式目聞書には講述者の講義案と受講者の筆録とがある。勿論、此等の転写本もあるであらう。倭朝論鈔(二三)は宣賢の式目講義を受けた者の筆録である。

式目聞書の文体は多くは「ソ式」片仮名交りである。

式目聞書に属するものは、硯蓋書聞書、池辺本御成敗式目注や第一類(一―四)、第二類(五―七)、第四類(一五―一八)、第六類A(二三)、第六類B(二六)、第六類C(二八)、第六類D(二九―三三)、第七類(三四・三五)等である。

二 一の註釈を一步進めると、和漢の典籍にその文字・字句の出典

を求め、或は律令格式の文を参照し、また法家説を挙げ、公武法則の異同を比較する。このためには高い漢学の素養を必要とする。

茲に於いて、式目註釈書が法解釈学から訓詁学的漢学の色彩を濃厚にする。これに属するものは第三類(八一―一四)第五類(一九・二〇)第六類A(二一・二二)第六類B(二四・二五)第六類C(三二)である。

三 一・二より更に進んで、その法条関連の追加法令を、式目条文の註釈中に引用する。その仕方には式目聞者は単に追加法令の発布年次・要項を示すに止まるが、著作本は全文又は節略文を載せる。これに属するものは、二にあげたものに略同じい。

四 更に進めば、二・三に加えて、法条前後の関連を指摘し、法文の構成を論じ、法理の糺明にまで至る。前掲第三類(八一―一四)、第五類(一九・二〇)、第六類A(二一・二二)、第六類B(二四・二五)、第六類C(三二)の如きは、即ちそれである。此等のうち、第三類(八一―一四)を除いては、何れも、清原宣賢・技賢、または、清家本系統の註釈書であることは注意すべきことである。

五 式目註釈書の端書や後序には、後から書き添えられたと見られるものもあるが、そこには式目制定の由来、五一条にしたわけ、式目撰者、泰時評、条文の配列法、法とは何か、政治の要諦は何か等について、また、式目原本の在り場所<sup>(保登)</sup>、式目本の伝本の仕方、



式日本の形態等についての記述がある。

此等の記述は当時の法思想・政治思想を知るによく、式目の形態・伝本の記述は現存しない式目諸本のあったことがわかるし、式目原文の研究に示唆を与えるものである。

六 引用の和漢書や、ソ式文章、異字俗字、四声点、平古止点等は、当代の漢学や国語学の学問史のよい資料となると思うが、私には此方面の素養がないから専門学者のお教えを乞いたい。

### 三 式目註釈学の価値

式目は鎌倉・室町兩幕府の基本法で室町末期までは現行法として、よくその効力を發揮した。

それは兩時代に互っておびただしい追加法令が出されているのを見ればわかる。<sup>①</sup>式目が現行法である時代の式目註釈学は、法文を正しく理解し、その適用を誤らしないために、難解の文字・字句の「読み様」や字義を知り、法文の大意を知ればよく、殊更に訓詁を必要としなかった。沙汰未練抄は法文を正解せしめ、その運用を誤らしめないために法律用語を解説したものである。唯淨裏書（一五）、硯蓋書聞書（一）、池辺本（二）の如きはそれを示す。然るに、式目が漸く行はれなくなって、却て式目註釈学とも云うべき式目の研究が盛んになると、安保・上野・清家等の諸家が自家の説を掲げ、

学説とまではいかなくとも「読み様」、字義を比較対照するようになると、茲に惠輪本片仮名抄以下（五<sup>一七</sup>）  
（他略之）の諸註釈書が現はれる。この期の註釈学には、その出典を和漢書に求めるようになった。

この傾向が強まると式目註釈学は法解釈学より進んで、教養のため、将亦、武家政治の本質——武家政治とは守護地頭制に立脚する將軍政治であるが、その武家政治を法的に基礎づけるものが式目である——は何かと言うことになる、単なる文字・字句の「読み様」や字義・大意を知ることや諸家の学説を比較併記することなどでは事足らなくなる。そこで、律令格式・法曹家説と比較対照し、その出典たる和漢書に及ばなければならない。これをよくなし得るものは高い漢学の素養ある者である。蘆抄（八）、榮意注（一九）、宣抄（二一）、近抄（二四）、三抄（三二）の如きはこの要望に対えたものと云える。而して、蘆抄、榮意注の註釈学が不振に陥ったのに、清家独り榮えたのはどうしてか。

① 『中世法制史料集』一、二

### 四 清家式目註釈学の価値

他の式目註釈諸家が不振に陥った後も、清家独りその名声を維持し得たのは何故か。思うに、

一 清家は前代以来数百年に亘り経史を専門とする博士家で累世、

漢籍を蒐集し書写し、或は述作し、その今日に清家本として伝はるもの尠しとしない。宣賢も多く経学の述作をしたか、孝経抄、孝経秘抄<sup>①</sup>が今日に伝はる。中には彼の自筆本もある。宣賢の「倭朝論鈔」

には、清家には神代以来の書籍が五車あったが、その悉くが応仁乱で焼失したと嘆じているが、尚多くの蔵書があったのであろう。彼の式目抄には多くの和漢書を引用している。此等の諸書の悉くは舶載されたものか、然らずんば書写されたものであるから、学問を愛し、然もこれに堪える資力がなくてはならず、また、唯一人のよくする所ではない。累代相承して累積したものである。(清家一流は学問の家柄でその族人はよく書写につくした。中法二室町幕府法編集の時、「清元定」の追加法集を見た。元定の事績を調べたら、彼の書写したものは、嘗に追加法集のみでなく、諸典に互り、その今日に伝はるもの多いに驚いた。)

令試みに、宣抄に引用する和漢書を挙げてみよう。

#### 漢籍付仏書

詩経(鄭玄註)・書経・易経・周礼(孔安國註)・礼記・孝経・大学・論語・家語・孟子・国語・老子・莊子・管子・韓非子・六韜・左伝・史記・漢書・後漢書・唐書・群書治要・貞觀政要・文選・説文・韓詩外伝・賈誼新書・広韵・玉篇・像法決疑経・涅槃経・華嚴経  
和書

日本書紀・日本紀纂疏・吾妻鏡・禁秘抄・職原抄・尺素往来・倭  
漢朗詠集

#### 法書

聖徳太子十七条憲法・令義解(令は官位、考課、戸、田、賦役、軍防僧尼、職制、刑獄に互る。)・大宝律令・養老律令・三代格式・弘仁格序・刑部式・新令私記・法家勘状・法曹至要抄・裁判要決・簡要抄・沙汰未練書・建武式目

而して、宣賢の式目註釈学は祖父常忠の説を紹述大成したのであるから、応仁乱に古来の蔵書を悉く焼失したとは云え、蒐集書写につとめ、尚尠大なる蔵書があり、これを読み習ったとすべきで、これを式目註釈に用い、当時の式目註釈学の要求たる漢学訓詁学を確立したのである。

① 阿部隆一「室町時代邦人撰述孝経註釈書考」『大倉山論集八』二二一—二四五頁。

二 式目註釈学が律令法と比較する比較法学的研究の段階となると、公家法に通暁する必要がある。明法家は中原・坂上の二氏であったが、いつしか二家は不振に陥った。然るに、清家は公家法にも通暁するようになった。

三 次に清原氏と鎌倉幕府の關係を見るに、中原・大江・三善等よりは稍々おくれたが、教隆(正治二年生、参河守、文永二)は崇尊親王に随つ

て鎌倉に下り、建長四年四月、幕府の引付衆に加はった。鎌倉に於ける彼の消息も明らかである。<sup>①</sup> 彼は引付衆を辞任後京都に帰住したが、爾後清原氏の族人で鎌倉幕府に仕えた者も多く、従って、清原氏は亦武家法制にも通ずるようになった。

① 三浦周行『統法制史の研究』八九八—九〇二頁。

② 前掲一六解説中の清原系図参看。

四 何れの職業でも同じであるが、特に学問を世業とする家柄では、後継者に英俊なる者が出るか、然らずとも先緒を墜さないよう努力する者が居なかつたならば、忽ちにして不振に陥るものである。然るに清原氏にはよく祖業を紹述し、家名を維持し、更にこれを高めることを心掛けた者が相次いで現はれた。

碧山日録<sup>①</sup>に本朝儒家には、清原・中原・菅原・大江・藤原の南、式二家・三善の七家があつて、各々その世業を伝えて来た。此等七家の中には先緒を墜すことなく教授を続けた家柄もあるが、中には不心得にも学を怠り、家伝を廢したのものもあり、或は嗣なく、僅かに、その名をのみ存するものもあるが、独り清原氏は常忠<sup>忠</sup>が研鑽怠ることなく、深く儒学に通じ論語・尚書・左氏伝及び諸典の講筵を開くので「天下学者皆師之、以二公出故清家之学大興也」とある如く、清原氏の家学を中興したのは宣賢の祖父常忠である。彼は亦式目註釈学にも精通したので人々はその講義を聴いた。康富記宝徳三

年七月二日条に、常忠は飯尾肥前入道邸で式目の講義をしたとある。陪席する者は康富記の筆者の外に問注所の官人右衛門・與左衛門等が居た。宣抄<sup>(同翠本)</sup>には寛正六年七月五日、常忠は細川勝元の懇請によって、これを講じたとある。これは式目講義の初例で、一条兼良より早いと云っている。宗賢卿記には常忠の子宗賢亦、前管領畠山政長のためにこれを講じたともある。これは、政道に熱心なる武將が、政治の本質を知るために、式目を選んだとすべきである。更に、次の如き注目すべき史料もある。天正十六年枝賢與書の宣賢式目抄の枝賢與書は、細川幽斎の需めにより、枝賢の記したものであるが、それには、

右式制者、准<sup>二</sup>格条<sup>一</sup>将相御政務之律令也

と云い、式目は武家政治の原則を述べたものである。また、陽明文庫本、永祿二年枝賢自筆の「貞永式目抄」<sup>(近抄)</sup>はその奥書でわかるように、丹州太守松永長頼が清原家秘伝の式目註釈書の転写本を求めたので、これを与えたものである。

遙かに時代は下るが、浅井氏<sup>(君)</sup>は秀頼の政治家としての教本として式目假名抄<sup>(巻)</sup>を枝賢の孫で国賢の子である船橋秀賢に進献せしめている。

① 碧山日録 長祿三年四月廿三日条。

② 宗賢卿記 文明三年六月十一日条。

③ 慶長日件録 慶長八年八月九日条、同年十月三日条。

以上の諸事實は、式目註釈書が武家政治の政治学となつたことを意味する。式目が裁判の書より政治学の書となると、単なる法条の文理解釈では事足りない。律令格式や法曹家説と比較対照する比較法学となり、法令が漢文である所から、漢学の訓詁学となる。この学的傾向に対応し、よくその要望に対え得るものは已に述べた如く、清家を措いて他にない。茲に、清家式目註釈学の意義と価値がある。次に、清家式目註釈学の注目すべき点を挙げる。式目が五一カ条に組成されたのは陰陽説の影響であり、聖徳太子十七条憲法に淵源するとは、諸註釈書の略一致して認める所である。式目条文を五一カ条にしたことには無理がある。

式目条文中に別項の規定が「兼又、又、次、附一事」等としてまとめられたものが何条かある。これについては、已に、三浦周行博士に詳細なる研究があるが、宣抄は夙にこの事に注目した。即ち式目四条に「次犯科人田島在家并妻子資財事、於重科之輩者<sup>云</sup>」に於いて、宣抄は「於重科之輩ト云上ニ右ノ字ノアルヤウニ思見ベシ」と云い、一六条の「次以同没収之地称本領主訴申事、当知行之人依有其過<sup>云</sup>」に於いても亦「当知行ノ上ニ右ノ字ヲ置テ見ベシ」と云い、三二条「次被停止守護使入部事、同悪党<sup>云</sup>、同ト云字ノ上ニ右ノ字ヲ置テ心得ベシ」と云うのは条文構成に無理のあることを指摘

したものと云える。尤も、六条の「次不帯本所挙状致越訴事、諸国庄園并神社仏寺領<sup>云</sup>」七条「次代々御成敗敗後擬申乱事依無其理<sup>云</sup>」三四条「次於道路辻捕女事、於御家人者<sup>云</sup>」第四三条「次以当知行所領無指次申給安堵御下文事、若以其次<sup>云</sup>」については、宣抄には何等述べてない。

式目には同一内容の規定が重複して別条に立てられたものがある。七条の「而称先祖之本領於蒙御裁許者<sup>云</sup>」は、一六条三項の「次以同没収之地称本領主訴申事<sup>云</sup>」と同一事項である。一六条は承久役後の所領規定であるとは云え、この三項は直接乱後の善後処置に関係がないから、宜しく七条に包含せしめて然るべきである。宣抄はこれについて述べてないが、八条の「雖帶御下文不令知行経年序所領事」は、四三条の「棟給御下文之輩、雖帶彼状不敘用」と同事で、四三条の「棟給御下文之輩」の下に「為誠後人可被没収所領ナトカクベキ也」と説明する。式目九条「謀叛人事、右式目之趣、兼日難定歟、且任先例、且依時議<sup>(後)</sup>可被行之」は三三条「強竊二盜罪科事付放火人事右既有断罪之先例、何及猶豫之新儀乎、次放火人事、准挽盜賊宜令禁遏」と共に刑量の規定がない。先例、新儀によるべしと云うのは、罪刑法定主義の見地から甚だ不備な法文である。宣賢は「先例」を解して、

先例トハ律ノ文に定メラル、如ヲ云、人ハ代々罪科ノ先例タルベ

シ、時儀トハ先例トイフトモ行ヒカタキ事アルヘシ、仍時宜キニ  
 随テ行フヘシト也、律令格式ノ心是也、

と先例とは律を指すので、謀叛は「法意ニハ八虐ノ内第三謀叛ヲ立  
 タリ（中略）賊盜律云、謀叛者絞已上道者皆斬子中流（下略）」に当るとする。

式目二二「父母所領配分之時、雖非義絶不讓与成人子息事」の「少  
 分」ほどの程度か不明であるが、宣賢はこれを解して「五分一ヨリ  
 少クアテカイ置（中略）云心也」としている。二六条「讓所領於女子給安  
 堵御下文之後、悔還其領讓与他子息事」の「可任父母意之由、具以  
 載先条畢」の「先条」は宣賢は二〇条を指すと云う。

三〇条「遂問注輩不相待御成敗執進権門書状事」の「庭中」に、  
 その日数を云っていないが、宣賢は二九条に二十日とするから、これ  
 を准用すべきであると云う。三七条「関東御家人申京都望補傍官所  
 領上司事」の「而近年以降」を解して「近年ハ三条ニアリ、正治元  
 年（頼朝死）以来ヲ近年ト指ヘキ歟」としている。式目条文の構成敘述の  
 不足、前後条文の照応について、また、法理の糺明に於いて宣抄に  
 は尚見るべきものがある。かく宣抄を始めとして清家の式目註釈学

は晉に漢学の訓詁学に止らず、公家法制と比較する比較法学であり、  
 その間式目の実施・改訂補充を示す追加法令を引用し、更に各法条  
 間の関連、内容を論ずる等、何れの点から見ても他式目註釈家の企  
 て及ばないものがある。これが清家式目註釈学が式目註釈学の本宗  
 となつた所以である。

① 三浦周行『統法制史研究』九六七―九七一頁。

## む す び

式目註釈書の調査では式目原本の探究、従つて式目原文の復元、  
 中世の思想史・漢学・國語学の学問史等、尚多くの問題を残すが、  
 これらの解明は現在の私には出来てない。上に述べたことも独断が  
 多いと思う。誤れる所は改めるに吝かでないから何卒御示教下さい。  
 終に、この調査のため貴重圖書の閲覧や撮影に御便宜を与え下さ  
 った所藏者各位に対し謹んで謝意を表すると共に、永年滌ることな  
 く御指導賜りたる牧健二先生、懇切に史料をお教え下さつた佐藤  
 進一先生の高恩を謝する。（昭和三七・三・一二稿了）

（中世法制史研究家）

on Carrages and Dress 輿服志” in “*Hou-Han-Shu* 後漢書,” trace the fittest ones in the pictorial and sculptural materials, and arrange them into a kind of corpus.

Fig. 1……*Tsè* 幘, Fig. 2……*Mien* 冕, Fig. 3……*Ch'ang-kuan* 長冠, and *Ch'ueh-fei-kuan* 卻非冠, Fig. 4……*Wei-mao-kuan* 委貌冠, Fig. 5……*P'i-pien* 皮弁, Fig. 6……*Chueh-pien* 爵弁 and *Wei-pien* 韋弁, Fig. 7……*T'ung-t'ien-kuan* 通天冠, Fig. 8……*Chin-hsien-kuan* 進賢冠, and *Ch'ueh-ti-kuan* 卻敵冠, Fig. 9……*Tsu-pu-kuan* 繙布冠, Fig. 10……*Fa-kuan* 法冠, Fig. 11……*Wu-kuan* 武冠, Fig. 12……*Chien-hua-kuan* 建華冠, Fig. 13……*Fau-k'uai-kuan* 樊噲冠, Fig. 17……*Chin* 巾, Fig. 18……*Li* 笠, Fig. 14-16……are not identified with the names of *Han* 漢; Fig. 1, 2, 7, 11 have already been identified by Mr. Yoshi to Harada and others by the writer for the first time.

### On the notes of “*Shikimoku*”

by

Yoshisuke Ikeuchi

The present paper deals with the writer's informations on the systematic arrangement and bibliography due to some references, which were researched during editing the history of law in the middle age of Japan, vol. 1 (law of the “*Kamakura*” Shogunate), no. 2 (compilation of supplementary law). Why did the annotation of “*Shikimoku*” become popular from the last period of “*Muromachi*” when “*Shikimoku*” lost its effect as an active law?

Why did the way of annotation not always belong to so-called “the history of law” but an exegetics like Chinese classics? How many lineages were there among “*Shikimoku*” annotators? Why did only “*Seike*” lineage develop after other lineages, “*Iio*” and “*Saitô*”, had declined? This seems to depended upon the method of family study of “*Seike*”.

The writer is very sorry to find that the present paper has many logical errors, so he hopes some advancement in the present paper through guidances of readers.